

「今後の電力政策の方向性について 中間とりまとめ」 を踏まえた小売分野の省令やガイドラインの改正について

2023年1月25日

資源エネルギー庁

はじめに（本日の御議論）

- 本委員会において、改めて電力システム改革に係る論点についての議論を行い、12月に「今後の電力政策の方向性について 中間とりまとめ（案）」（以下「中間とりまとめ」という。）としてとりまとめを行ったところ。
- 現在、当該中間とりまとめについてパブリックコメントを実施（12/27～1/25）しているが、記載されている事項のうち、来年度に開始を予定している小売の規律強化に係る制度的措置及び整備について、省令やガイドラインの改正案などその詳細をご報告させていただくとともに、ご意見等あればいただきたい。

小売電気事業者に対する規律の強化について

- 小売電気事業者に対する規律の強化については、中間とりまとめに記載されている事項のうち、①休廃止時における規律の強化、②中途解約時における規律の強化、③その他の小売電気事業者に対する規律の強化（電力・ガス取引監視等委員会（以下「電取委」という。）における登録審査やモニタリング等の強化）について、**23年4月の制度開始（※）に向け、準備を進めているところ。**

（※）小売電気事業者において準備が必要であると考えられる改正事項については、準備期間を設けるため、23年秋から制度運用を開始することを考えている。

- 以降のページにおいてお示しする詳細案をご議論いただき、**2月上旬（P）から改正案についてパブリックコメントを実施することとしたい。**

休廃止時における規律の強化

- 休廃止時における需要家への周知期間、周知事項については、**省令、小売ガイドラインを改定**し、整備する。
- 周知期間については、中間とりまとめのとおり、低圧であれば60日、特別高圧・高圧であれば90日前に行うこととする。併せて、制度設計専門会合の議論を踏まえた電取委からの建議に基づき、低圧であっても**需要家を1万以上抱える小売電気事業の休廃止については、90日前としてはどうか**。【省令】
- 周知事項については、①小売供給停止の年月日、②休止の場合にはその期間、③休廃止の理由、④苦情や問い合わせの連絡先、⑤最終保障供給等の提供事業者等に加えて、無契約となった場合には電気の供給が止まることを説明し、需要家の速やかかつ円滑なスイッチングを促すこととしたい。【小売GL】
- また、需要家利益に大きな影響が生ずる大規模休廃止については、事前に国へ報告することを求めることとするが、**大規模休廃止の基準については、小売供給契約の種別（特別高圧・高圧・低圧）毎に契約数と販売電力量を用いて判断する（詳細は6ページ）**こととしてはどうか。【省令】
- なお、上記の改正については、小売電気事業者のみならず、**登録特定送配電事業者も同様の扱いとする**こととしたい。

(参考)「小売電気事業者が撤退時期を決定できる場合」の周知期間

2022年11月8日
第55回 基本政策小委員会
資料3-3
一部修正

- 数万件～十数万件の低圧契約を有する小売電気事業者が撤退した際、撤退公表から2ヶ月経過した後も、数千件の契約が切替を完了していないケースが複数発生した。
- また、特別高圧や高圧の小売供給契約においては、中途解約や更新拒絶の通知期間として、3ヶ月と定められている例が見られる。その理由について、新電力に対してヒアリングを行ったところ、「特別高圧や高圧では（一般送配電事業者や需要家の設備状況等によって異なるものの、）契約切替手続自体に1か月以上かかるケースもあり、さらに、需要家が切替先を検討する期間も低圧に比べて長く必要となるため」との回答があった。
- 特に、官公庁等では、電力の調達を行う際に入札が必要であり、入札を含めた契約切替手続にかかる期間を考慮する必要がある。
- これらを踏まえると、より長い周知期間を確保する必要がある可能性が高いケースとして、「1万件以上の契約を解除する場合」「特別高圧・高圧の契約を解除する場合（※なお、同時期に低圧の契約も解除する場合は、低圧の需要家に対しても周知すべきである。）」「需要家側で入札手続が必要となる場合」などが挙げられるのではないかと。また、これらのケースでは、90日以上の周知期間が適切と考えられるのではないかと。
- これらを踏まえ、必要な周知期間を担保するべく、制度的措置の検討を進めることとしてはどうか。

大規模休廃止の基準について

- 需要家利益に大きな影響が生ずる大規模休廃止は、小売供給契約の契約数と販売電力量において基準を設けることとしてはどうか。
- 契約数と販売電力量は、契約種別毎にその基準該当性を判断し、特別高圧は、契約数10件・月間販売電力量500万kWh、高圧は、契約数300件・月間販売電力量800万kWh、低圧は、契約数1万・月間販売電力量400万kWhを基準としてはどうか。
- いずれも電力取引報の値から上位20%の値を参考値とし、730者（22年1月19日時点）のうち、150～200者が報告の対象になると考えられる。

<契約数における基準値>

	特別高圧	高圧	低圧
基準値	10件	300件	1万件
契約数カバー率	99%	98%	99%
該当社数	61社	112社	151社

<販売電力量における基準値>

	特別高圧	高圧	低圧
基準値	500万kWh	800万kWh	400万kWh
販売電力量 カバー率	99%	98%	99%
該当社数	57社	107社	151社

(参考) 休廃止時における事後届出について

- 電気事業法第2条の8に基づき、小売電気事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、経済産業大臣に対し、遅滞なくその旨の届出を行わなければならないこととなっている。
- 当該規定は、経済産業大臣が小売電気事業者を適切に監督するためには、小売電気事業者が実際に事業を営んでいるかどうかを常時把握する必要があるために設けているものであり、その趣旨に鑑みれば、法文上は「遅滞なく」と規定されているのみであるが、1～2週間以内を目途に届出を行うことが望ましいと考えられる。
- また、1～2週間以内に何らかの理由により届出ができない場合であっても、遅くとも1月以内には届出を行うことが必要である。

<資源エネルギー庁HP：小売電気事業の承継、休・廃止、解散があったとき>

	提出書類	提出時期
小売電気事業の休止や廃止を行った場合	①  <u>小売電気事業休止（廃止）届（様式第1の8（施行規則第3条の10））（docx形式：21KB）</u>  <u>記載例（docx形式）</u> ② <u>法第2条の8第3項の規定により、その小売供給の相手方に対し周知させるため</u> <u>に行った措置の内容、廃止（休止）の理由を記載した書類</u>	休止（廃止）後、遅滞なく（休止（廃止）後、1ヶ月以内を目処にご提出ください）

中途解約時における規律の強化

- 中途解約時においても休廃止時と同様に需要家への事前告知及び告知事項について整備する。なお、告知期間及び告知事項についても休廃止と同様とする。【小売GL】
- また、需要家利益に大きな影響が生ずる大規模中途解約についても、休廃止時と同様に、事前に国へ報告することを求めることとするが、大規模中途解約の基準については、小売供給契約の種別（特別高圧・高圧・低圧）毎に実施する解約等の申出の数によって判断することとしてはどうか。【省令】
- 中途解約においては、一定期間内に行われる一定規模のものを把握するため、解約等の申出を行う日の前後90日の期間において一定数（※）以上の契約を解約等する場合を大規模中途解約としてはどうか。また、将来時点を含むことから、解約数のみでその該当性を判断することとし、販売電力量による基準は設けないこととしてはどうか。

（※）大規模休廃止と同様に、特別高圧は10件、高圧は300件、低圧は1万件
- 併せて、小売電気事業者側の事由による解約及び自動更新の拒否に関する事項は、該当がある場合、小売供給契約の締結時において小売電気事業者から需要家に対し説明することを義務付けすることとする。【省令、小売GL】
- なお、上記の改正については、小売電気事業者のみならず、取次業者や登録特定送配電事業者も同様の扱いとすることとしたい。

その他の小売電気事業者に対する規律の強化

- 電取委において、登録審査やモニタリング等の強化が議論され、経済産業大臣に対し、12/6付けで小売電気事業に関する制度的措置についての建議が接頭しているところ。
- 当該建議を受け、下記の事項について、省令及び小売ガイドラインを改正し、制度的措置を図ることとしたい。
- なお、上記の改正については、小売電気事業者のみならず、登録特定送配電事業者も同様の扱いとすることとしたい。

1. 小売電気事業の開始時における事項

小売電気事業の登録の申請に際して、その申請者に対し、①小売電気事業に係る「事業上のリスク要因の分析」や「当該リスク要因への対策の検討」等（以下「リスク分析等」という。）に関する様式の提出を求めることやリスク分析等を踏まえた3年間の事業計画の提出を求めること等を規定する。更に登録に当たっては、リスク分析等が適切に行われていること等を確認する旨を規定する。

2. 小売電気事業の開始後に関する事項

小売ガイドラインにおいて、小売電気事業者が自身の財務状況等に関する情報について、可能な範囲で、ホームページやパンフレット、チラシ等を通じて需要家に分かりやすく情報提供することが望ましい行為である旨を規定する。なお、その際虚偽又は誤解を招く方法で当該情報を提供することは問題となる行為であることもあわせて規定する。

3. 小売電気事業の撤退時に関する事項

- ①小売ガイドラインにおいて、託送料金等の未払い等に伴い、小売電気事業者が一般送配電事業者等から託送供給契約を解除される可能性を認識した場合であって、かつ当該契約解除を回避するための措置を講ずることができる見込みが無いと小売電気事業者が自ら判断した場合について、小売電気事業者が需要家に速やかに周知しないことは問題となる行為である旨を規定する。更に休廃止時を含め、当該周知にあたっては、需要家が容易に認識できるよう、見やすい文字・体裁で記述する必要があることを規定する。
- ②小売ガイドラインにおいて、小売電気事業の休廃止や、料金の改定等、需要家からの苦情や問合せが増加すると見込まれる場合は、必要に応じて、苦情・問合せの処理体制を適時に見直すこと等が適切であり、こうした対応を怠ることが問題となる行為である旨を規定する。
- ③小売ガイドラインにおいて、需要家側から小売電気事業者に対し、小売供給契約の解約や、それに関連する問合せ等を行う際に、WEBやメールなど、複数の方法が利用可能となるよう、小売電気事業者が体制の整備を行うことが望ましい行為である旨を規定する。

(参考)論点①：休廃止時における規律の強化

第56回 電力・ガス基本政策小委
(2022年11月24日) 資料3

- 電気事業法上、小売電気事業を休廃止する場合には、あらかじめ、需要家に対して、その旨を周知させることが義務付けられている（法第2条の8第3項）。
- しかし、具体的な周知期間については「予め相当な期間を置いて」とだけ規定しているため、**契約切替え先からの供給開始までに要する期間を踏まえて、周知期間をより明確に設定**することとしてはどうか。
- また、現行法上は、休廃止する旨を周知すれば義務を履行したこととなり、①供給停止日、②苦情や問い合わせの連絡先、③最終保障供給等の提供事業者等、**需要家保護の観点から必要な情報の周知については法令上求められていない**が、こうした重要な周知事項は制度上明記することが必要ではないか。
- 周知期間について、**監視等委員会では低圧について30日以上、特別高圧・高圧については90日以上等の議論**（詳細P9、P10参照）がなされたところ。他方、小売電気事業に関するフォローアップ調査結果（詳細P11参照）によれば、スイッチングを受け付けた事業者のうち7割が供給開始可能となる周知期間は、**低圧は60日程度、特別高圧・高圧は90日程度となるが、どのように考えるか。**
- さらに、需要家数が多い事業者が休廃止する場合には、一時に需要家利益に大きな影響が生ずるため、国がこの周知を的確に監督するため、**一定規模以上の需要家を有する事業者が休廃止を行う場合にはあらかじめ国に報告を求める**ことも考えられる※。

※電気通信事業法においては、電気通信事業の休廃止について、①周知期間、②周知すべき内容、③周知事項の事前届出を定めている。

- 小売電気事業からの撤退又は小売電気事業の縮小に伴い、小売電気事業者が需要家に対して小売供給契約の中途解約を申込み、供給を停止するケースにおいて、
 - ①そもそも約款や契約書上に小売電気事業者側の事由により解約を申し出るケースについて定めていないか、申し出期間が短い、
 - ②解約の通知をしてもその間に需要家における契約の切替えが進まず、供給停止日を後ろ倒しする、
 - ③供給停止日までに契約の切替えが終了せず、無契約になるといった事例が生じている。
- **中途解約が行われる場合も、十分な対応期間が確保されることが需要家保護のためには重要**であり、小売電気事業者からの中途解約の申し出（需要家側の債務不履行等を理由とする場合を除く。）についても、休廃止時と同様、契約切替えまでに要する期間を踏まえて、一定期間前の告知を制度化することが必要ではないか。
- **その期間については、休廃止の周知期間と同様の期間を設ける**ことが適切ではないか
※。
- また、大規模中途解約についても、休廃止時と同様に、あらかじめ国に報告することとしてはどうか。

※上記の事前告知期間は、電気事業法上のルールであり、当事者間の合意により、これよりも短い期間を設定することが妨げられるものではないと整理するか。

(参考) 論点③：契約時における解約に関する説明ルールについて

第57回 電力・ガス基本政策小委
(2022年12月20日) 資料3
一部修正

- 前回の本委員会において、中途解約時についても十分な対応期間が確保されることが需要家保護のためには重要であるため、休廃止時と同様に一定期間前の告知を制度化すること及び大規模な中途解約については国にあらかじめ報告することをご提示させていただきました。
- 中途解約においては、そもそも約款や契約上に小売電気事業者側の事由による解約及び自動更新の拒否（※）に関する事項が特段定められていないケース（需要家側の債務不履行等を理由とする解除の条項を除く）が散見されており、

（※）期間の定めがある契約において自動的な更新を行わないこと
- また、電気事業法において小売供給契約の締結にあたって料金その他の供給条件を需要家に説明することを求めているものの、小売電気事業者側の事由による解約等に関する事項については、現行法上は求められていないところ。
- しかしながら、小売電気事業者側の事由による解約等に関する事項は、その際の手続きやそのリスクを需要家が認識するために重要な情報であると考えられるため、上記の措置に加えて、**小売供給契約の締結時において小売電気事業者から需要家に対し説明することが義務づけられている事項に追加することとしてはどうか。**

(参考) 論点④：その他の小売電気事業者に対する規律の強化

第56回 電力・ガス基本政策小委
(2022年11月24日) 資料3
一部修正

- 前回(11/8)の本小委員会において、監視等委員会から、同委員会において検討している、登録審査やモニタリング等の強化について情報共有をいただいたき、その内容について、今後、具体的に制度化されることが望まれる。

＜電力・ガス取引監視等委員会における検討内容の概要＞

	主な検討内容
事業開始時	・ 小売登録審査では、短期のみならず、<u>中期的な事業継続性</u>についても、申請者に説明を求める。具体的には、<u>資金見通しを含めた「事業計画」の提出</u>を求め、当該計画の作成プロセスを通じ、<u>市場リスク等の分析やリスク管理体制の構築等を促す</u>。
事業開始後	・ 事業者が、事業運営の状況についてセルフチェックするきっかけとするため、「<u>資金の概況</u>」や「<u>リスク管理体制の運用状況</u>」を国に報告する。 ・ 上記報告を通じた<u>セルフチェックの実効性を高めるため、国がモニタリングを行う</u>。
事業撤退時	・ 小売電気事業者が事業撤退する場合には、<u>需要家の契約切替えに要する期間を確保するための十分な周知期間の設定</u>を行う。 ・ <u>インバランス料金の未収リスクに備えた保証金を求めることができる旨を明記する約款改定</u>を行う。

出所：第55回 電力・ガス基本政策小委 (2022年11月8日) 資料3-3より作成